

○ 個人情報保護委員会  
法 務 省 告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、債権管理  
回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年  
法 務 省 告示第一号）の  
一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月一日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

法務大臣 小泉 龍司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6 個人データの管理に関する義務</p> <p>以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 安全管理措置（法第23条関係）</p> <p>法第23条に規定する安全管理措置として、債権回収会社が具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、通則ガイドライン10「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に掲げるもののほか、特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、<u>例えば次のような措置を講ずることとする。なお、法第23条に定める「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、債権回収会社が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該債権回収会社が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。</u></p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>3 委託先の監督（法第25条関係）</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。</p>	<p>第6 個人データの管理に関する義務</p> <p>以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 安全管理措置（法第23条関係）</p> <p>法第23条に規定する安全管理措置として、債権回収会社が具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、通則ガイドライン10「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に掲げるもののほか、特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、<u>例えば次のような措置を講ずることとする。</u></p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>3 委託先の監督（法第25条関係）</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。</p>

ア 委託契約に盛り込む事項

委託先との契約には、具体的な安全管理措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。

- ・ 委託先の秘密の保持に関する事項
- ・ 委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項
- ・ 再委託に関する事項（再委託の禁止又は再委託する場合の個人データ保護の水準の条件等）
- ・ 個人データの取扱いの制限に関する事項（委託契約範囲外の取扱いの禁止等）
- ・ 個人データの取扱いに係る安全管理措置に関する事項
- ・ 個人データの管理状況の報告及び監査に関する事項
- ・ 個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項
- ・ 委託終了時における個人データの返還・消去に関する事項
- ・ 契約に違反した場合における契約解除の措置その他必要事項（「その他必要事項」としては、善良なる管理者の注意義務及び漏えい等事案発生時における被害に対する損害賠償責任などがある。）

イ [略]

(4) [略]

ア 委託契約に盛り込む事項

委託先との契約には、具体的な安全確保措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。

- ・ 委託先の秘密の保持に関する事項
- ・ 委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項
- ・ 再委託に関する事項（再委託の禁止又は再委託する場合の個人データ保護の水準の条件等）
- ・ 個人データの取扱いの制限に関する事項（委託契約範囲外の取扱いの禁止等）
- ・ 個人データの取扱いに係る安全管理措置に関する事項
- ・ 個人データの管理状況の報告及び監査に関する事項
- ・ 個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項
- ・ 委託終了時における個人データの返還・消去に関する事項
- ・ 契約に違反した場合における契約解除の措置その他必要事項（「その他必要事項」としては、善良なる管理者の注意義務及び漏えい等事案発生時における被害に対する損害賠償責任などがある。）

イ [同左]

(4) [同左]

備考 表中の [ ] の記載は対応しない。